

告 示

埼玉県告示第四百二十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和元年九月六日

埼玉県知事 大野 元裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）和光市南口駅ビル

埼玉県和光市本町四―六

ロ 大規模小売店舗の設置者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

大規模小売店舗の設置者

東武鉄道株式会社 代表取締役 根津嘉澄

東京都墨田区押上一丁目一番二号

大規模小売店舗において小売業を行う者

未定

ハ 大規模小売店舗の新設をする日

令和二年三月三十一日

ニ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

千九百六十七平方メートル

ホ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 五六台

駐輪場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 五九台

荷さばき施設の位置及び面積

位置 図面省略 面積 四八平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置 図面省略 容量 三六・三五立方メートル

ヘ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

午前七時から午後十一時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前六時三十分から午後十一時三十分

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数 一か所 位置 図面省略

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前零時から翌午前零時

ト 届出年月日

令和元年七月三十日

二 縦覧期間

令和元年九月六日から令和二年一月六日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南西部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和元年九月六日から令和二年一月六日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課